

ニッケルアレルギー対策はお済みですか？

～ 欧州規格 EN1811 によるニッケル溶出量検査を行います ～

当財団 大阪事業所では、欧州規格 EN1811 によるニッケル溶出量検査を受託しております。日本国内ではニッケルアレルギーに対する法的な規制はありませんが、対策の一つとして EN1811 試験を是非ご利用ください。

欧州では REACH 規則 (Regulation(EC)No 1907/2006) の中でニッケル溶出量の基準値も定められており、EN1811はその試験方法として使われています。



- ①皮膚に直接かつ長時間接触する製品
0.5 μ g/cm²/week 以下
- ②耳に通すピアス製品、及びその他身体に挿入するピアス製品のポスト部分
0.2 μ g/cm²/week 以下

◆ 規制の対象となるもの

- ①皮膚に直接かつ長時間接触する製品
 - i)イヤリング ii)ネックレス、ブレスレット、チェーン、アンクレット、指輪
 - iii)腕時計(本体, バンド, 留具) iv)リベットその他衣類に装着される金属製のもの
- ②耳に通すピアス製品、及びその他身体に挿入するピアス製品のポスト部分

※ 上記以外の製品でも規格を準用した溶出量の検査、及び含有量の分析が可能ですのでご相談ください。

分析対応例：合金板、金属線、金属メッキした樹脂、歯科材料、ガラス、食品など
分析元素例：ニッケル、クロム、コバルト、マンガン、モリブデン、マグネシウム、亜鉛、ヒ素、チタン、鉛、スズ、アルミニウム、金、銀、銅、鉄、カドミウム、水銀、などの金属



指輪を人工汗に浸した状態

30℃の恒温槽で1週間溶出します

分析はICP発光分析法で行います

【ご注意】

- ① EN1811 では1試験品につき2回以上の試験を行うよう定められています。試験品は2個以上ご提供ください。尚、ご希望により1回の試験も実施します。
- ② 本検査は試験品を人工汗に1週間浸した後にニッケルの溶出量を測定します。そのため、ご依頼からご報告まで少なくとも10日程度の日数を要します。

お問い合わせはこちらまで



一般財団法人 日本文化用品安全試験所 大阪事業所 化学分析部

TEL 072-968-2228(直通) E-mail : kagaku-osaka@mgsi.or.jp